

本巢市公示 第19号

弾正幼稚園建築設計業務について、公募型プロポーザルを実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月12日

本巢市長 藤原 勉

プロポーザルに付する事項

1 業務概要

- (1) 業務名 弾正幼稚園建築設計業務
- (2) 業務内容 弾正幼稚園建築設計業務委託特記仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和4年3月28日まで

2 参加資格要件

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる資格要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本巢市契約規則第21条第2項に基づいて調整した本巢市指名競争入札参加者名簿・建築設計業務に登録されている者で、岐阜県内に本店又は支店を有する者であること。ただし、登録されていない者であっても、受託候補者決定の日までに登録申請をし、本市が受理（県と共同受付）した場合は参加資格を有するものとします。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、1級建築士事務所の登録を受け、かつ現在も引き続き登録が有効である者。
- (3) 管理技術者及び主任技術者として建築士法第2条の規定による一級建築士の資格を有する者を配置できること。
- (3) 設計者に選定された場合、当該建築物の設計が可能な体制が取れること。
- (4) 設計者に選定された場合、提案書提出時の設計担当者が当該建築物の設計を担当できること。
- (5) 参加表明書の提出日において、いずれの自治体においても入札参加資格停止（指名停止）を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 参加表明書の提出日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (8) 参加表明書の提出日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (9) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (10) 参加表明書の提出日において、本巢市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (11) 平成18年4月1日以降に、定員<sup>\*1</sup>120人以上又は延床面積1,400㎡以上の認定こども園（幼保連携型又は保育所型）、認可保育所又は幼稚園<sup>\*2</sup>の新築又は増改築に係る設計業務を元請けとして履行した実績があること。

- ※1 認可定員、利用定員を問わない。
- ※2 幼稚園の場合、当該幼稚園の他に認定こども園又は保育所（定員は問わない）の新築又は増改築に係る設計業務を元請として履行した実績があること。

### 3 手続き等

- (1) 弾正幼稚園建築設計業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等の配布

①配布場所

実施要領、特記仕様書及び各種様式等は、事務局及び本巢市ホームページ (<https://www.city.motosu.lg.jp/>) から入手すること。

- (2) 参加表明書等の提出

提出先 事務局

提出方法 持参又は郵送による。

(郵送の場合は「一般書留」又は「簡易書留」による)

提出期限 令和3年5月25日（火）午後5時15分まで

- (3) 技術提案書等の提出

(2) で技術提案書の提出を要請された者は、次のとおり技術提案書を提出すること。

提出先 事務局

提出方法 持参又は郵送による。

(郵送の場合は「一般書留」又は「簡易書留」による)

提出期限 令和3年6月28日（月）午後5時15分まで 予定

### 4 事務局

本巢市教育委員会幼児教育課

住 所：〒501-0494

本巢市下真桑1000番地

電 話：058-323-1141（内線2161）

FAX：058-322-2130

メール：[jidou@city.motosu.lg.jp](mailto:jidou@city.motosu.lg.jp)

### 5 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) その他詳細については、プロポーザル実施要領によるものとします。